

令和8年度修学旅行によるしまなみ海道自転車道 利用促進事業（レンタサイクル費用助成）について

しまなみ海道自転車道利用促進協議会（愛媛事業本部）では、しまなみ海道自転車道の利用を促進するため、昨年度に引き続き「受注型企画旅行」（修学旅行）について、次のとおり助成します。

令和8年4月1日から令和9年2月28日の期間に修学旅行でしまなみ海道自転車道をレンタサイクルで利用するもの（県内宿泊条件）にご利用いただけますのでご活用ください。

1. 助成対象となる旅行

次の条件を全て満たす旅行が対象となります。

- (1) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の学校等の学校行事として実施する修学旅行であること。
- (2) しまなみ海道自転車道の愛媛県区間のサイクリングを伴うこと。
- (3) 「協議会」が指定するレンタサイクルターミナルにおいて、レンタサイクルを借りること。
- (4) 食事、休憩、買い物等で今治市島しょ部の店舗等に1つ以上立ち寄る行程とすること。
- (5) 愛媛県内に1泊以上宿泊すること。

2. 助成金の額

区分	一人当たりの助成額	今治市内宿泊の場合 の加算額(1人当たり)	1団体（商品）の助 成上限額
小学生	250円	500円	200,000円
中学生以上	1,000円		

※予算枠を超過する場合はその時点で終了となります。

3. 助成金の交付対象者

旅行業法（昭和27年法律第239号）及び同法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）の規定による第一種旅行業、第二種旅行業、第三種旅行業及び地域限定旅行業の登録を得ている旅行業者。

4. 助成金の申請時に必要なもの

- (1) 令和8年度修学旅行によるしまなみ海道自転車道利用促進事業(レンタサイクル費用助成)助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 修学旅行行程表
- (3) 修学旅行を行う学校との契約書（写）又は見積書

5. 事務局（お問い合わせ先）

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2
しまなみ海道自転車道利用促進協議会愛媛事業本部事務局
（愛媛県土木部道路都市局道路建設課内）
TEL 089-912-2732 FAX 089-912-2719
（今治市総合政策部サイクルシティ推進課内）
TEL 0898-36-1547 FAX 0898-25-2961